

議案第67号

鳥取県文化財保護条例及び鳥取県文化財保護審議会条例の一部改正について

次のとおり鳥取県文化財保護条例及び鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成18年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県文化財保護条例及び鳥取県文化財保護審議会条例の一部を改正する条例

（鳥取県文化財保護条例の一部改正）

第1条 鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。）を加える。

改 正 後	改 正 前
目次	目次
第1章～第5章 略	第1章～第5章 略
<u>第5章の2 県選定文化的景観（第35条の2－第35条の8）</u>	
第6章～第9章 略	第6章～第9章 略
附則	附則
(定義)	(定義)
第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、 <u>文化的景観</u> 及び伝統的建造物群をいう。	第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項各号に掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群をいう。
<u>第5章の2 県選定文化的景観</u>	
(選定)	
<u>第35条の2 教育委員会は、市町村の申出に基づき、県又は当該市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項</u>	
<u>第1号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定す</u>	

る景観地区内にある文化的景観（法第134条第1項の規定により重要文化的景観に選定されたものを除く。）であって、県又は当該市町村がその保存のため必要な措置を講じているものうち県にとってその価値が高いものを、鳥取県選定文化的景観（以下「県選定文化的景観」という。）として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第4条第2項から第4項までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第3項	権原に基づく占有者	権原に基づく占有者 並びに第35条の2第1項に規定する申出を行った市町村
--------	-----------	---

(解除)

第35条の3 教育委員会は、県選定文化的景観がその価値を失つたときその他特殊の事由が生じたときは、その選定を解除する

ことができる。

- 2 県選定文化的景観について法第134条第1項の規定による重要文化的景観の選定があったときは、当該県選定文化的景観の選定は、解除されたものとする。
- 3 第1項の規定による選定の解除には、第4条第3項及び第4項の規定を、前項の場合には、第5条第4項の規定を準用する。
この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第3項 及び第5条第 4項	権原に基づく占有者	権原に基づく占有者 並びに第35条の2第 1項に規定する申出 を行った市町村
------------------------	-----------	---

(滅失又はき損)

- 第35条の4 県選定文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、速やかにその旨を教育委員

会に届け出なければならない。ただし、県選定文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として教育委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(管理に関する勧告)

- 第35条の5 管理が適当でないため県選定文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。
- 2 教育委員会は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該県選定文化的景観について第35条の2第1項に規定する申出を行った市町村の意見を聴くものとする。
- 3 第1項の規定による勧告に基づいてする措置のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を県の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により県が費用の全部又は一部を負担する場合は、第11条第3項及び第13条の規定を準用する。

(現状変更等の届出等)

第35条の6 県選定文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 県選定文化的景観の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、第1項の届出に係る県選定文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

(管理等に関する補助)

第35条の7 県は、県選定文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧につき市町村が行う

措置について、その経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

(準用規定)

第35条の8 第6条から第8条まで、第17条及び第18条第1項の規定は、県選定文化的景観について準用する。

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第44条 教育委員会は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項（第39条第4項で準用する場合を含む。）並びに第39条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第35条の2第1項、第36条第1項及び第39条第1項の規定による選定並びに第35条の3第1項、第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(鳥取県文化財保護審議会への諮問)

第44条 教育委員会は、第4条第1項、第19条第1項、第25条第1項、第30条第1項及び第31条の2第1項の規定による指定、第5条第1項、第20条第1項、第26条第1項、第31条第1項及び第31条の3第1項の規定による指定の解除、第19条第2項及び第4項（第39条第4項で準用する場合を含む。）並びに第39条第2項の規定による認定、第20条第2項及び第40条第2項の規定による認定の解除、第29条第1項の規定による選択、第36条第1項及び第39条第1項の規定による選定並びに第37条第1項及び第40条第1項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(鳥取県文化財保護審議会条例の一部改正)

第2条 鳥取県文化財保護審議会条例（昭和50年鳥取県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改	正	後	改	正	前
(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>23人</u> 以内で組織する。			(組織) 第3条 審議会は、委員 <u>20人</u> 以内で組織する。		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第2条の規定による改正後の鳥取県文化財保護審議会条例（以下「新条例」という。）第3条に規定する委員の定数の異動により新たに任命する委員の任期は、新条例第4条第2項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。